

石狩市民プール会員規則

【定義】

第1条 本規則は『石狩市民プール』（以下『本プール』という）の会員ならびに本プールに入会される方に適用します。

【目的】

第2条 本プールは、グループ指導のもとに、一貫したプログラムにより水泳に対する正しい理解を深め、水泳・泳力の向上を推進します。また、水泳指導を通じて健全な心身の発達を助長し、併せて、地域スポーツの振興に寄与することを目的とします。

【会員】

第3条 本スクールは全て会員制とします。入会される方は各クラスに定められた基準に該当し、会員規則（以下会則）を遵守出来る方とします。

【入会】

第4条 入会を希望される方は、次の手続きを経て入会とします。

- (1) 所定の用紙に必要事項を記入・捺印の上、諸費用を納入して頂きます。
- (2) 会員規則及び入会説明用紙内容に従うことを約束して頂きます。
- (3) 未成年の方は、保護者承諾の署名を必要とします。
- (4) スクール受講に際して、事前に体調を十分に把握し、必要に応じて医療機関にて受診されることをお勧めします。

【授業料】

第5条 会員は、定める授業料を所定の方法で納入して頂きます。

【授業料の不返還】

第6条 一旦納入された授業料は、返還を伴うお申し出が定められた期日を過ぎた場合、理由の如何に拘わらず返還は致しません。

【クラス・時間・曜日・週回数の変更】

第7条 本人の都合によるクラス・曜日・時間・週回数の変更は、月単位に限り所定の期日までのお申し出により、変更を行うことが出来ます。

【休講日】

第8条 本スクールの定める休講日は、次の通りです。

- (1) 日・祝日
- (2) お盆休み(8月13～8月16日)
- (3) 年末年始(12月29日～1月3日)
- (4) 施設の整備・改修等、災害・事故等による臨時休館日

【授業の振替】

第9条 本スクールは、次の項目につき振替授業の受講となります。

- (1) 祝日・お盆休み・年末年始
 - (2) 臨時休館日
- ※ 自己都合での欠席は、1カ月以内の自由遊泳となります。

【退会】

第10条 退会を希望する会員は、希望退会月の末日までに所定用紙を提出することにより、退会することが出来ます。

【除名】

第11条 本スクールは、会員及びその同伴者が、次のいずれかの行為を行った際は、除名する場合があります。

- (1) 授業料の納入を怠った時。(未納の授業料がある場合はお支払い頂きます)
- (2) 会則に違反する、又は会員として相応しくないと認められた時。

【個人情報保護】

第12条 本スクールは、保有する会員の個人情報を、法令に従い適正に管理します。

【安全・衛生】

第13条 会員は、本プール内での安全と衛生を保全する為、次のことを守って頂きます。

- (1) 本プールの敷地内(駐車場含む)では、従業員の指示に従って頂きます。
- (2) 伝染病等の疾患がある場合は、完治するまで施設の利用はお断り致します。
- (3) その他、設備用具を破損させたり、他人に迷惑のかかる行為は禁止致します。

【紛失・盗難等】

第14条 本プールは、施設内で生じた金品の紛失・盗難等に関する責を負わないものとします。

【保険】

第15条 本プールは、施設内で発生した事故のうち、本プールの責と認められる事故については、本プールが加入する損害保険の範囲内で補償し、それ以上の補償はいたしません。

【会員資格の譲渡】

第16条 会員は、その会員資格を譲渡する事はできません。

【会則の改正】

第17条 本プール会則及びその他規約等の改正は、本プールが定め、その効力は全ての会員に適用するものとします。

【水泳厳禁者】

第18条 次の事項に該当する方は、本プールが定めた水泳厳禁者として入会することが出来ません。

- (1) 疾病に伴う症状や感染のおそれにより、医師から水泳を禁止又は制限されている方
- (2) グループ指導を受けられない方。
- (3) 酒気を帯びてプールへ入水される方
- (4) 暴力団関係及び、それに準ずる方。
- (5) その他、本プールが厳禁者と判断した方。

【雑則】

第19条 本プール駐車場で生じたトラブルにつきましては、一切その責を負わないものとします。

第20条 本プール会則及びその他規約等に定めない事項は、必要に応じて本プールがこれを定めます。